

令和8年度 南佐久公共下水道事業
「し尿等受入施設整備」に係る実施設計(基本設計)等業務仕様書

令和8年5月

佐久環境衛生組合

第1章 総則

1 業務の目的

佐久環境衛生組合（以下「本組合」という。）では、現在「佐久平環境衛生センター」で処理されている佐久市及び南佐久郡のし尿・浄化槽汚泥（農業集落排水施設汚泥を含む。）を下水道処理施設である「南佐久浄化センター」で処理するため、南佐久浄化センター敷地内に、し尿等受入のための前処理施設(以下「し尿等受入施設」という。))を整備することとしている。

本業務は、し尿等受入施設整備のための実施設計(基本設計)及び導入可能性調査等を行い、経済的かつ合理的に詳細設計、工事等を実施するための資料を作成することを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度 南佐久公共下水道事業「し尿等受入施設整備」に係る実施設計(基本設計)等業務

3 業務委託場所

南佐久郡佐久穂町大字宿岩 306 番地 南佐久浄化センター

4 業務委託期間

着手 契約の日から

完了 令和9年3月26日まで

5 適用の範囲

本仕様書は、令和8年度 南佐久公共下水道事業「し尿等受入施設整備」に係る実施設計（基本設計等）等業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは本組合と受託者が協議の上決定するものとする。

6 疑義

本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

7 業務内容の変更

本組合が必要であると認めた場合には、本組合と受託者による協議により変更する。

なお、協議決定後における変更については、別途、本組合と受託者による協議書により行うものとする。

8 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項については第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

9 関係官公庁との協議

受託者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合は誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本組合に報告しなければならない。

10 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令規則、細則、通知等を守らなければならない。

11 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在本組合が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上本組合に提出し、業務完了届とともに返却すること。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手時

- ア 着手届
- イ 管理技術者届 その経歴書（技術士の証明を含む）
- ウ 照査技術者届 その経歴書（技術士の証明を含む）
- エ 業務工程表
- オ その他必要な書類

(2) 完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品納品書
- ウ 成果品

13 管理技術者

(1) 受託者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度の技術を要する業務については相当の経歴を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は「技術士（総合技術監理部門／衛生工学部門－廃棄物・資源循環）」の資格を有し、かつ過去 10 年以内に「し尿処理施設（し尿を受け入れるための前処理施設を含む。）の

基本設計業務、実施設計業務、発注支援業務（性能発注の仕様書作成）」のいずれかを管理技術者として実施した実績がある者を配置すること。

14 照査技術者

- (1) 照査技術者は、検討結果等について照査を実施し、完成図書等に誤りがないようにするとともに、遺漏なき設計・調査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (2) 照査技術者は「技術士（総合技術監理部門／衛生工学部門－廃棄物・資源循環）」又は「総合技術監理部門／上下水道部門－下水道」のいずれかの資格を有する者を配置すること。

15 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

16 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、本組合の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに修正しなければならない。
- (3) 業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出書類一式を納品し、本組合の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の^{かし}瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

17 成果品

業務報告書 A4判 ファイル綴じ 2部
上記電子ファイル 一式

第2章 業務の内容

本業務では、下記の業務を実施する。

I 実施設計(基本設計)業務

1 調査

(1)資料の収集

業務上必要な資料を収集し、業務に必要となる事項を整理する。

(2)現地踏査

設計対象区域及び関連区域について踏査し、地勢、土地利用等現地を十分に把握する。

(3)現場環境調査

周辺状況等を現地にて把握し、詳細設計、工事の実施における制約条件等を確認する。

2 実施設計(基本設計)書作成業務

(1)設計条件の設定

し尿等受入施設の特性と求められる機能に留意し、適正な実施設計(基本設計)を行うために、計画用地に係る諸条件、設計基準、関係法令等を整理した上で、土木、建築、機械設備及び電気設備等のそれぞれについて次に示す項目の設計条件を設定する。

①前提条件の設定

- ア 要求性能の確定
- イ 法令その他の制約条件の整理

②設計方針の設定

- ア 設計理念の確定
- イ 事業内容に適合した基本仕様の設定

(2)参考見積設計仕様書の作成と見積設計図書作成依頼

「令和5年度佐久環境衛生組合下水道に係る計画設計業務報告書」(令和6年12月)及び「令和7年度し尿等受入のための前処理施設実施設計(基本設計)に関する支援業務報告書」(令和8年3月)等に基づき、以下の図書を作成する。

①参考見積仕様書の作成

プラントメーカーからし尿等受入施設整備に関する参考見積書及び見積設計図書の提出を依頼するため、見積設計仕様書作成に必要な基礎資料等を収集・整理し、見積設計仕様書を作成する。

なお、見積設計仕様書の作成においては、施設規模、処理方式、立地特性、環境条件を十分考慮し、環境省「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引」に準拠して作成する。

②見積設計図書等の作成依頼

上記2,(2),①で作成した見積設計仕様書を基に、プラントメーカーに対して参考見積書及び見積設計図書の作成を依頼するための資料等の作成支援を行う。

- ア 「見積設計図書等提出要領」等の必要資料の作成
- イ プラントメーカーからの質問に対する回答書の作成
- ウ 見積設計図書の検討内容は、設計計算、設備仕様、設計図面、運営管理条件、概算業務費等とする。

概算事業費については、見積金額の集計により妥当な金額を検討し、本組合に提案する。

(3)見積設計図書の技術審査

プラントメーカーから提出された見積設計図書について、見積設計仕様書で要求した項目、内容等について技術的に審査する。

①見積設計検討基準の作成

指摘及び改善指示を行うための基準を作成する。

②見積設計比較表の作成

見積設計図書について、各社の仕様を比較するため、項目ごとに見積設計比較表を作成する。

③見積設計指摘事項の作成

上記、2,(3),①と②の資料を基に、見積設計仕様書との内容との整合、機器・装置類の能力・材質・数量等を確認し、各社の相違箇所、問題点等を指摘事項として整理する。

必要に応じて、見積設計改善指示書を作成し、見積設計図書の改善協議等を行い、内容の確定等を図る。

技術審査及び改善協議等は、発注仕様書(要求水準書)の作成に資することを踏まえて実施する。

④費用対効果分析の検討

プラントメーカーから提出された参考見積書を基に設定した概算事業費を踏まえ、「下水道事業における費用対効果分析マニュアル(令和5年9月改定)」等を参考に費用便益比(B/C)を算出し、費用対効果分析を行う。

⑤図面等の作成

プラントメーカーから提出された見積設計図書を参考に、下記に示すし尿等受入施設に係る主要な図面を作成すること。なお、図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

ア 位置図(配置図)

イ 平面図

ウ 立面図

また、必要に応じて俯瞰図を作成すること。

(4) 発注仕様書(要求水準書)の作成

2,(3)の検討結果を基に、見積設計仕様書の見直しを行い、発注者と協議の上、入札のための発注仕様書(要求水準書)及び添付資料等を作成する。

(5)照査

①照査事項

ア 設計条件の整理

- イ 参考見積設計図書について
- ウ 見積設計図書の技術審査内容について
- エ 費用対効果分析結果の妥当性等
- オ その他必要な事項

II 導入可能性調査

本業務は、し尿等受入施設の整備にあたって、PPP/PFI 方式等の導入可能性を検討することを目的とする。

1 事業方式の整理

「令和 7 年度し尿等受入のための前処理施設実施設計(基本設計)に関する支援業務報書」を基に、事業方式（公設公営方式、公設民営方式、PFI（民設民営）方式）の概要、特徴を整理する。

2 事業方式の評価

(1) 事業範囲の検討

し尿等受入施設整備事業（以下「本事業」という。）の事業範囲の検討を行う。

(2) 事業で想定される事業方式の抽出

本事業で想定される事業方式を抽出する。

(3) 法的課題の整理

廃棄物処理法や地方自治法等の現行の法制度を踏まえ、本事業を PFI 等手法により実施した場合の課題を整理する。

3 前提条件の設定

2 で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

4 事業化シミュレーション

3 前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出、及び資金の内訳（国庫補助、起債、自主財源等）を算出する。

5 VFM の評価

4 の検討結果を踏まえ、各事業方式で期待される VFM による財政支出の削減効果を算出する。

6 民間事業者の参加意向等の把握

本事業の概要を基に、民間事業者に対してアンケート調査の実施により、本事業へ参加意向等を把握する。

7 事業方式の評価

各事業方式を総合的に評価し、発注者の事業方式として適切な事業方式の抽出を行う。

8 事業実施にあたっての課題整理

7で抽出した事業方式により事業を実施する場合のスケジュール(案)及び課題等について整理する。

III 発注支援業務（今回発注分）

し尿等受入施設の整備にあたって、事業者の選定作業を進めていくことを目的とする。

1 事業者選定方式の検討

(1) 契約方式の検討

①契約方式の具体的方法

②審査方法

審査基準、評価方法、事業者選定委員会位置付け・役割及び委員の選定を行う。

③事業者選定スケジュールの作成

(2) 事業者参加資格条件の設定

事業者の選定にあたり、入札参加者の参加資格条件について整理する。

(3) リスク分担表の作成

本事業の実施にあたり官民のリスク分担表を作成する。

2 実施方針（素案）の作成

(1) 実施方針（素案）の作成及び公表

本事業を実施するにあたり、実施方針で規定すべき項目について整理したうえで、実施方針（素案）の作成及び公表を行う。

IV 生活環境影響調査業務

別紙「生活環境影響調査業務」仕様書

生活環境影響調査業務

仕 様 書

佐久環境衛生組合

第1章 総則

1 業務の目的

本組合では、佐久市・南佐久郡7市町村のし尿等を処理している「佐久平環境衛生センター」の老朽化と処理コストの増大という課題解消を図るため、国の下水道広域化推進総合事業を活用し、下水処理施設である南佐久浄化センター内に「し尿等受入のための前処理施設」（以下「し尿等受入施設」という。）を整備する計画を進めており、令和13年4月の供用開始を目途としている。

生活環境影響調査業務（以下「本業務という。」）は、南佐久浄化センター内にし尿等受入施設を整備するにあたり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、事前に調査を行い影響の予測及び分析を行うことを目的とする。

2 施設の位置付け

し尿等受入施設は、受入れた「し尿及び浄化槽汚泥」を下水並みの水質まで負荷を下げ、下水道の水処理施設に投入し処理することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条にある「し尿処理施設」にはあたらず、下水道法の適用を受ける下水道処理施設との位置付けになる。

3 生活環境影響調査対象施設の種類及び場所

施設種類	し尿等受入施設（し尿及び浄化槽汚泥）
施設規模	60.6kL/日(予定)
場 所	長野県佐久穂町大字宿岩 306 番地

4 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、「第2章 業務内容」による。

5 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立を遵守しなければならない。

6 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。なお、本業務は法で義務付けられる生活環境影響調査ではないが、(9)に挙げる「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の内容を十分尊重して実施すること。

- (1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」同「施行令」同「施行規則」
- (2)「環境基本法」同「施行令」同「施行規則」
- (3)「循環型社会形成推進基本法」
- (4)「水質汚濁防止法」同「施行令」同「施行規則」

- (5)「大気汚染防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (6)「騒音規制法」同「施行令」同「施行規則」
- (7)「振動規制法」同「施行令」同「施行規則」
- (8)「悪臭防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (9)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」

7 貸与資料

本業務の遂行に必要な関係資料を受託者に貸与するが、この場合、受託者は貸与を受けた資料の一覧を作成のうえ、監督員に提出し、業務終了後速やかに返却するものとする。

8 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議が必要な時又は協議を求められたときは、誠意を持ってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に關係資料を添えて監督員に報告しなければならない。

9 業務内容の変更

業務の実施に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で監督員とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は受託者が作成する。

10 土地への立入り等

受託者は、業務を実施するため公有地または私有地に立入る場合は、監督員と協議し、承諾を得なければならない。

11 疑義等

受託者は、本仕様書に明記されない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

12 成果品の審査

受託者は、成果品提出後に検査を受けなければならない。成果品の検査において、訂正を指摘された箇所はただちに訂正しなければならない。

13 引き渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入し、検査合格をもって業務の完了とする。引き渡し後の成果品等の一切は、本組合に帰属するものとし、本組合の許可なくその一切を使用してはならない。また、業務の完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

14 成果品

受託者は、下記の成果品を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ監督員と内容について協議、精査されたものとする。

生活環境影響調査書（二穴ファイル綴じ）	2 部
生活環境影響調査書概要版（二穴ファイル綴じ）	2 部
上記資料の電子ファイル	1 式
打合せ議事録	1 式

次頁に続く

第2章 業務内容

受託者は、本仕様書に基づき、生活環境影響調査に係る次の業務を行う。

1 業務実施計画の作成

生活環境影響調査の実施にあたり、業務計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。なお、調査項目が少なく工期が短いため、業務工程表をもって業務実施計画とすることができる。

2 生活環境影響調査書の作成

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、生活環境影響調査を実施すること。

（1）事業計画等の把握

調査事項の整理を行う上で必要となる計画施設の配置位置、供用の予定、施設計画、処理方法等について、本組合より貸与を受けた資料により把握し、取りまとめを行う。

（2）調査事項の整理

調査項目は、し尿等受入施設の規模、処理対象となる廃棄物の種類、廃棄物の処理方法及び地域特性等を勘案して、必要な生活環境影響調査項目を選定すること。

対象施設の構造上、処理方法上の特性や地域特性を勘定し、影響が発生することが想定されない調査事項については、具体的な調査を実施する必要はない。この場合、必要がないと判断した理由を記載しなければならない。

なお、し尿等受入施設では前処理された処理水を下水道放流することから、大気環境のうち大気質、騒音、振動、悪臭を対象とし、水環境（水質）については対象としない想定である。

（3）調査対象地域の設定

調査対象地域は、南佐久浄化センターの処理内容や改修工事の内容、汚泥搬出の方法、施設の人家の状況などの状況を踏まえ、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として設定する。

調査事項ごとの調査対象地域は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の例示を参考に設定する。

（4）地域概況の把握

事業実施区域及びその周辺の地域の概況を既存資料及び現地踏査により把握し、とりまとめる。生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる自然的条件及び社会的条件は、次に示す項目の中から必要な項目を把握する。

ア 大気質： 気象(風向、風速、大気安定度)、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

イ 騒音： 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

ウ 振 動： 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

エ 悪 臭： 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

(5) 現況調査結果の整理

組合で定期的実施している南佐久浄化センター敷地境界における悪臭の調査結果等を整理し、調査対象地域の現況及び予測に用いる資料とする。なお、生活環境影響調査書の作成のため必要に応じ現地調査を行うものとする。

(6) 予測及び影響の分析

予測は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を把握できる方法で行う。現在の状況及び改修による将来の状況を踏まえ、計算が可能な項目については定量的に、それが困難な項目については類似事例等を基に定性的に行うこと。

影響の分析は、対象施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら行う。環境基準等の目標と予測値を対比してその整合性を検討するとともに、生活環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて見解を明らかにする。

予測及び影響の分析は、次の項目を想定する。

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	供用			
			施設排水の排出	施設の稼働	の施設からの悪臭	の廃棄物運搬車両
大気環境	大気質 ※1	二酸化窒素(NO2)				●
		浮遊粒子状物質(SPM)				●
	騒音	騒音レベル		●		●
	振動	振動レベル		●		●
	悪臭 ※2	特定悪臭物質または臭気指数(臭気濃度)			●	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)または化学的酸素要求量(COD)	—			
		浮遊物質(SS)	—			
		その他必要な項目	—			

●：予測を行う項目

—：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に例示があるが取り上げない項目

※1：大気質については、本業務にて実施する交通量調査の結果を用いて予測・影響の分析を行う。

※2：悪臭については、発注者にて別途実施する臭気測定結果を用いて予測・影響の分析を行う。

(7) 調査書作成

生活環境影響調査の結果を「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を尊重し、生活環境影響調査書としてとりまとめる。

(8) 住民説明会等に係る支援

調査結果等について、施設周辺住民及び関係者に対して説明を行う際は、資料作成及び説明補助者として会に出席し支援を行う。